

令和3年度実施  
大学機関別認証評価  
評価報告書

北海道大学

令和4年3月

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構

## 目次

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について	・ ・	i
I 認証評価結果	・ ・ ・ ・ ・	1
II 基準ごとの評価	・ ・ ・ ・ ・	1
領域1 教育研究上の基本組織に関する基準（1-1～1-3）	・ ・ ・ ・ ・	3
領域2 内部質保証に関する基準（2-1～2-5）	・ ・ ・ ・ ・	12
領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準（3-1～3-6）	・ ・ ・ ・	16
領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準（4-1～4-2）	・ ・ ・ ・ ・	18
領域5 学生の受入に関する基準（5-1～5-3）	・ ・ ・ ・ ・	20
領域6 教育課程と学習成果に関する基準（6-1～6-8）	・ ・ ・ ・ ・	23
付録1 認証評価共通基礎データ及び別紙一覧		
付録2 根拠資料一覧		
付録3 新型コロナウイルス感染拡大の状況における大学の対応について		
自己評価書		

## 1. 令和3年度に機構が実施した大学機関別認証評価について

### 1 評価の目的

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）が、大学からの求めに応じて実施する、大学の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「大学機関別認証評価」という。）の目的は以下のとおりです。

- ・ 大学の教育研究活動等の質を保証すること。
- ・ 大学それぞれの目的を踏まえて教育研究活動等の質の向上及び改善を促進し、個性を伸長すること。
- ・ 大学の教育研究活動等の状況について、社会の理解と支持が得られるよう支援すること。

### 2 評価の実施体制

評価を実施するにあたっては、国・公・私立大学の関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識者からなる大学機関別認証評価委員会（以下「評価委員会」という。）の下に、個別の大学の評価を実施するために、評価対象大学の状況に応じた評価部会等を編成し、評価を実施しました。

評価部会等には、対象大学の組織形態、教育研究内容等の状況に応じた各分野の専門家及び有識者を評価担当者として配置しました。

### 3 評価プロセスの概要

※ 評価は、おおむね以下のようなプロセスにより実施しました。

※ 令和3年度においては新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、教育現場の視察及び学習環境の状況調査を含めオンラインで実地調査を実施することとし、評価委員会において、通常実施している実地調査と同等の調査であることを確認しました。

#### (1) 大学における自己評価

各大学は、「自己評価実施要項」に従って、自己評価を実施し、自己評価書を作成しました。

#### (2) 機構における評価

- ① 大学評価基準に定められた基準ごとに、自己評価書の内容の分析及び必要な事項の確認（書面調査）並びに訪問による実地調査（訪問調査）を踏まえ、その基準を満たしているか否かの判断を行うとともに、その理由を明示しました。
- ② 教育課程と学習成果に関する基準については、各教育課程の状況を踏まえて各学部・研究科等としての教育研究活動等の状況について分析し、それぞれの基準を満たしているか否かを判断しました。
- ③ 「改善を要する点」が認められた基準については満たしていないものと判断しました。
- ④ すべての基準を満たしている場合、大学評価基準に適合していると判断しました。満たしていない基準があった場合、すべての基準に係る状況を総合的に勘案して、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している状況が確認できた場合には大学評価基準に適合していると判断しました。

- ⑤ 評価結果においては、大学評価基準に適合しているか否かの判断に併せて、「優れた点」を明示し、「改善を要する点」を指摘しました。重点評価項目として位置づける内部質保証が優れて機能していると判断した場合には特に高く評価しました。

#### 4 評価方法

評価は、書面調査及び訪問調査により実施しました。書面調査は、「評価実施手引書」に基づき、各大学が作成した自己評価書（大学の自己評価で根拠として提出された資料・データ等を含む。）の分析、及び機構が独自に調査・収集した資料・データ等に基づいて実施しました。訪問調査は、「訪問調査実施要項」に基づき、書面調査では確認できなかった事項等を中心に調査を実施しました。

#### 5 評価のスケジュール

- (1) 機構は、令和2年6月に、国・公・私立大学の関係者に対し、大学機関別認証評価の仕組み、方法等について説明会を実施するとともに、自己評価担当者等に対し、自己評価書の記載等について説明を行うなどの研修を実施しました。

令和3年度実施分については、音声付きスライドを使って説明会を実施するとともに同様の方法で自己評価担当者等に対し、自己評価書の記載等について説明を行い、かつ9月までに申請した大学の求めに応じて、個別の大学に対し大学の状況に即した自己評価書の作成について研修を実施しました。

- (2) 機構は、令和2年7月から9月にかけて申請を受け付け、最終的に以下の43大学の評価を実施しました。

##### ○ 国立大学（43大学）

北海道大学、小樽商科大学、旭川医科大学、東北大学、福島大学、茨城大学、千葉大学、東京医科歯科大学、東京工業大学、東京海洋大学、電気通信大学、一橋大学、横浜国立大学、新潟大学、上越教育大学、山梨大学、静岡大学、浜松医科大学、名古屋大学、愛知教育大学、名古屋工業大学、三重大学、滋賀大学、京都工芸繊維大学、大阪大学、兵庫教育大学、神戸大学、奈良教育大学、鳥取大学、岡山大学、愛媛大学、高知大学、福岡教育大学、九州大学、九州工業大学、佐賀大学、長崎大学、熊本大学、大分大学、宮崎大学、鹿児島大学、鹿屋体育大学、奈良先端科学技術大学院大学

- (3) 機構は、令和3年6月に、評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、大学評価の目的、内容及び方法等について評価担当者に対する研修を実施しました。

- (4) 機構は、令和3年6月末までに、対象大学から自己評価書の提出を受けました。

※ 自己評価書提出後の対象大学の評価は、次のとおり実施しました。

令和3年	
7月	書面調査の実施
8月	評価部会の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項及び訪問調査での役割分担の決定）
10月～12月	訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象大学の状況を調査）
12月～1月	評価部会の開催（評価結果（原案）の作成）

(5) 機構は、これらの調査結果を踏まえ、令和4年1月に評価委員会で評価結果（案）を決定しました。

(6) 機構は、対象大学に対して評価結果（案）に対する意見の申立ての機会を設け、令和4年3月の評価委員会での審議を経て最終的な評価結果を確定しました。

## 6 評価結果

令和3年度に認証評価を実施した43大学のすべてが、機構の定める大学評価基準に適合しているとの評価結果となりました。

## 7 評価結果の公表

評価結果は、対象大学及びその設置者に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象大学ごとに「令和3年度実施大学機関別認証評価 評価報告書」として、ウェブサイト (<https://www.niad.ac.jp/>) への掲載等により、広く社会に公表します。

## 8 大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員（令和4年3月現在）

### (1) 大学機関別認証評価委員会

アリソン・ビール	オックスフォード大学日本事務所代表
及川良一	大学入試センター参与
片峰茂	長崎市立病院機構理事長
片山英治	野村證券株式会社主任研究員
川嶋太津夫	大阪大学高等教育・入試研究開発センター長
近藤倫明	北九州市立大学特任教授
里見進	日本学術振興会理事長
清水一彦	山梨大学理事・副学長
鈴木志津枝	兵庫医療大学副学長・看護学部教授
高島忠義	愛知県立大学名誉教授
高田邦昭	群馬県公立大学法人理事長
土屋俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
西尾章治郎	大阪大学総長
◎濱田純一	国土緑化推進機構理事長

- 日比谷 潤 子 学校法人聖心女子学院常務理事
- 前 田 早 苗 千葉大学教授
- 松 本 美 奈 Qラボ代表理事、ジャーナリスト、上智大学特任教授
- 山 内 進 松山大学教授
- 山 口 宏 樹 国立大学協会専務理事
- 山 本 健 慈 国立大学協会参与
- 吉 田 文 早稲田大学教授

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 大学機関別認証評価委員会運営小委員会

- 片 峰 茂 長崎市立病院機構理事長
- 川 嶋 太津夫 大阪大学高等教育・入試研究開発センター長
- 清 水 一 彦 山梨大学理事・副学長
- 高 田 邦 昭 群馬県公立大学法人理事長
- ◎ 土 屋 俊 大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
- 光 田 好 孝 大学改革支援・学位授与機構教授
- 山 内 進 松山大学教授
- 山 口 宏 樹 国立大学協会専務理事

※ ◎は主査、○は副主査

(3) 大学機関別認証評価委員会評価部会

(第1部会)

- 阿波賀 邦 夫 名古屋大学教授
- 井 関 尚 一 公立小松大学教授
- 石 井 徹 哉 大学改革支援・学位授与機構教授
- 井 上 美沙子 大妻女子大学理事・名誉教授
- 岩 坂 直 人 東京海洋大学教授
- 大久保 功 子 東京医科歯科大学教授
- 小 内 透 札幌国際大学特任教授
- 片 山 英 治 野村證券株式会社主任研究員
- 岸 本 喜久雄 東京工業大学名誉教授
- 下 條 文 武 新潟薬科大学長
- 近 藤 倫 明 北九州市立大学特任教授
- 齋 藤 一 弥 筑波大学教授
- 佐 藤 信 行 中央大学教授
- 佐 藤 裕 之 弘前大学教授
- 下 田 憲 雄 大分大学学長特命補佐
- 生源寺 眞一 福島大学教授
- 白 石 小百合 横浜市立大学教授
- 高 倉 喜 信 京都大学副学長

竹内啓博	公認会計士、税理士
谷口功	国立高等専門学校機構理事長
土屋俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
寺澤良雄	公認会計士
徳久剛史	千葉大学名誉教授
戸田山和久	名古屋大学教授
西尾章治郎	大阪大学総長
西原達次	九州歯科大学理事長・学長
西村伸一	岡山大学教授
野口哲子	奈良先端科学技術大学院大学理事
長谷部勇一	横浜国立大学名誉教授
花泉修	群馬大学教授
光田好孝	大学改革支援・学位授与機構教授
三矢麻理子	公認会計士
◎山内進	松山大学教授
山岡洋	桜美林大学教授
山極壽一	人間文化研究機構総合地球環境学研究所所長
山口佳三	京都大学監事

(第2部会)

石井徹哉	大学改革支援・学位授与機構教授
市川元基	信州大学副学長
伊東幸宏	浜松地域イノベーション推進機構フロンバレーセンター長
岩渕明	岩手県工業技術センター顧問
大城肇	琉球大学特別顧問
片山英治	野村證券株式会社主任研究員
木部暢子	人間文化研究機構国立国語研究所特任教授
小山清人	山形大学名誉教授
清水美憲	筑波大学教授
鈴木志津枝	兵庫医療大学副学長・看護学部教授
○高島忠義	愛知県立大学名誉教授
◎高田邦昭	群馬県公立大学法人理事長
竹内啓博	公認会計士、税理士
田島節子	大阪大学名誉教授
土川覚	名古屋大学教授
土屋俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
寺澤良雄	公認会計士
野田泰子	自治医科大学教授
前田芳實	鹿児島大学名誉教授
三矢麻理子	公認会計士

湯川 嘉津美	上智大学教授
横田 光 広	宮崎大学教授
横山 清 子	名古屋市立大学副学長
米村 千 代	千葉大学教授

(第3部会)

浅田 尚 紀	奈良県立大学長
安倍 博	福井大学教授
石川 照 子	大妻女子大学教授
上江洲 一 也	北九州市立大学教授
◎片峰 茂	長崎市立病院機構理事長
片山 英 治	野村證券株式会社主任研究員
佐々木 徹 郎	愛知教育大学特別教授
佐藤 敬	青森中央学院大学長
塩田 浩 平	京都大学名誉教授、滋賀医科大学名誉教授
田邊 政 裕	千葉大学名誉教授
玉木 長 良	京都府立医科大学特任教授
土屋 俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
戸田山 和 久	名古屋大学教授
平塚 浩 士	群馬大学顧問
藤田 佐 和	高知県立大学教授
藤本 眞 一	大和橿原病院名誉院長
前田 健 康	新潟大学教授
三矢 麻理子	公認会計士
○山本 健 慈	国立大学協会参与
吉澤 結 子	秋田県立大学理事・副学長

(第4部会)

東 信 彦	大学入試センター監事
石田 朋 靖	高崎健康福祉大学副学長
鵜飼 裕 之	愛知東邦大学長
尾家 祐 二	九州工業大学長
大野 弘 幸	日本学術振興会学術システム研究センター所長
片山 英 治	野村證券株式会社主任研究員
佐藤 之 彦	千葉大学教授
竹内 俊 郎	東京海洋大学名誉教授
竹内 啓 博	公認会計士、税理士
棚橋 健 治	広島大学副学長
土屋 俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
○中島 恭 一	富山国際大学顧問

原 田 信 志	熊本大学名誉教授
深 見 公 雄	放送大学高知学習センター所長
松 原 仁	東京大学教授
光 田 好 孝	大学改革支援・学位授与機構教授
◎ 山 口 宏 樹	国立大学協会専務理事
横 矢 直 和	奈良先端科学技術大学院大学名誉教授

(第5部会)

明 石 要 一	千葉敬愛短期大学長
位 田 隆 一	滋賀大学長
○ 稲 垣 卓	福山市立大学名誉教授
岩 崎 久美子	放送大学教授
大 谷 順	熊本大学理事・副学長
片 山 英 治	野村證券株式会社主任研究員
加 藤 映 子	大阪女学院大学長
上 井 喜 彦	福島大学監事
後 藤 ひとみ	愛知教育大学特別教授
◎ 清 水 一 彦	山梨大学理事・副学長
下 田 憲 雄	大分大学学長特命補佐
蛇 穴 治 夫	北海道教育大学長
高 梨 泰 彦	京都産業大学教授
土 屋 俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
寺 澤 良 雄	公認会計士
長 尾 彰 夫	大阪教育大学名誉教授
山 下 一 夫	鳴門教育大学長

※ ◎は部会長、○は部会長代理

(4) 大学機関別認証評価委員会内部質保証専門部会

◎ 川 嶋 太津夫	大阪大学高等教育・入試研究開発センター長
浅 野 茂	山形大学教授
小 湊 卓 夫	九州大学准教授
渋 井 進	大学改革支援・学位授与機構教授
寫 田 敏 行	茨城大学教授
末 次 剛健志	有明工業高等専門学校総務課長
高 橋 哲 也	大阪府立大学副学長（統括）
土 屋 俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
新 田 早 苗	琉球大学後援財団常務理事
林 隆 之	政策研究大学院大学教授
前 田 早 苗	千葉大学教授

森 利 枝 大学改革支援・学位授与機構教授

※ ◎は部会長

## 2. 評価結果について

### 「Ⅰ 認証評価結果」

「Ⅰ 認証評価結果」では、評価対象大学がひとつの機関として機構の定める大学評価基準に適合しているか否かを判断し、その旨及び判断の理由を記述しています。加えて、重点評価項目として位置付ける基準2－3において、内部質保証が優れて機能していると判断した場合には、その旨及び判断の理由として、「内部質保証が優れて機能している点」を記述しています。

大学評価基準の判断については、基準1－1から基準6－8の27基準すべてを満たしている場合には、大学評価基準に適合しているとし、27基準のうち、満たしていないものがあつた場合には、すべての基準に係る状況を総合的に勘案して、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している状況を確認の上、満たしているか否かの判断をし、その旨及び「改善を要する点」を記述しています。

ただし、重点評価項目として位置付ける基準2－1又は基準2－2を満たしていない場合には、大学評価基準に適合していないと判断し、その旨及び「改善を要する点」を記述しています。

また、上記結果と併せて、対象大学の目的に照らして、「優れた点」についても、記述しています。

### 「Ⅱ 基準ごとの評価」

「Ⅱ 基準ごとの評価」では、基準1－1から基準6－8において、当該基準を満たしているか否かの「評価結果」、「評価結果の根拠・理由」を記述しています。なお、当該基準を満たしていない場合には、「改善を要する点」を記述しています。

### 「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」

「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」では、評価結果の確定前に対象大学に通知した評価結果（案）に対しての意見の申立ての内容を転載するとともに、その対応を記述しています。なお、意見の申立てがない場合には、記載はありません。

※ 対象大学ごとの評価結果における用字用語の選択は、社会からの理解と支持が得られるよう支援する観点から、機構による評価結果における一貫性を重視して行っているため、大学固有の表現と一致しない場合があります。

## I 認証評価結果

北海道大学の教育研究等の総合的な状況は、大学改革支援・学位授与機構が定める大学評価基準に適合している。

### 【判断の理由】

大学評価基準を構成する 27 の基準のうち、基準 5－3 を除くすべての基準を満たしている。

基準 5－3 については、以下の点において改善する必要があるが、重点評価項目基準 2－1 及び基準 2－2 を満たしており、かつ訪問調査によって収集した資料を含め総合的に勘案すれば、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している状況にある。

- 一部の学院等において、実入学者数が入学定員を大幅に超えている。(基準 5－3)
- 一部の学院等において、実入学者数が入学定員を大幅に下回っている。(基準 5－3)

また、優れた点として、次のことが挙げられる。

- 令和元年 12 月に、北海道大学獣医学部・帯広畜産大学畜産学部共同獣医学課程が実施する獣医学教育プログラムは、欧州獣医学教育機関協会（EAEVE）の完全認証を取得している。  
(基準 2－3、6－3)
- 「持続可能な社会の実現へ向けての教育の役割」を主題として、平成 23 年からアジア 3 カ国（大韓民国、中国、タイ）の 4 大学（高麗大学校、ソウル国立大学校、北京師範大学、チュラロンコン大学）の教育学部生を対象として開始した双方向型短期留学支援プログラムに、平成 28 年よりロシア・サハリン国立大学、令和 2 年よりアメリカ合衆国・ハワイ大学を加え、6 大学間における「ESD キャンパスアジア・パシフィック」プログラムを実施している。当該プログラムはすべて英語によって実施され、併せて課外における生活時間を北海道大学学生と海外校生が共有する Buddy Program を行っている。平成 29 年からは中長期留学支援プログラムとして「ESD グローバルパートナーシップ協働教育プログラム」を、上記「ESD キャンパスアジア・パシフィック」に参加した学部生を対象として開講している。(基準 6－4)

(第三者による評価結果の活用について)

基準 6－1 から 6－8 までの各基準に係る教育課程と学習成果の状況を分析するにあたり、法学研究科専門職学位課程、経済学院専門職学位課程及び公共政策学教育部専門職学位課程について、直近の分野別認証評価の結果をもって各基準の自己評価に代えている。また、工学部環境社会工学科資源循環システムコースについて、日本技術者教育認定機構による技術者教育プログラム認定、獣医学部共同獣医学課程について、欧州獣医学教育機関協会による国際認証のそれぞれ直近の評価結果をもって各基準の自己評価に代えている。さらに、薬学部薬学科について、直近の薬学教育評価機構による薬学教育評価の結果をもって各基準の自己評価に代えている。これらの教育課程を含め、現代日本学プログラム課程を除く各学部・学院等について、国立大学法人等の第 3 期中期目標期間における教育研究の状況の評価（4 年目終了時）の結果をもって各基準の自己評価に代えている。これらの評価結果について、認証評価委員会は、信頼できる第三者評価機関が領域 6 の各基準の内容を含めて評価したものであると認めている。

(新型コロナウイルス感染拡大の状況における大学の対応について)

令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、学年当初から通常とは異なる状況の中での教育活動が必要となったと推察される。大学に対してその状況について報告を求めたところ、付録3のとおり取り組んでいることを認めた。

## II 基準ごとの評価

### 領域1 教育研究上の基本組織に関する基準

#### 基準1-1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること

【評価結果】 基準1-1を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

大学及びそれぞれの組織の目的を達成するために、以下の13学部等及び21学院等を置いている。

##### [学士課程]

- ・文学部（1学科：人文科学科）
- ・教育学部（1学科：教育学科）
- ・法学部（1課程：法学課程）
- ・経済学部（2学科：経済学科、経営学科）
- ・理学部（5学科：数学科、物理学科、化学科、生物科学科、地球惑星科学科）
- ・医学部（2学科：医学科、保健学科）
- ・歯学部（1学科：歯学科）
- ・薬学部（2学科：薬科学科、薬学科）
- ・工学部（4学科：応用理工系学科、情報エレクトロニクス学科、機械知能工学科、環境社会工学科）
- ・農学部（7学科：生物資源科学科、応用生命科学科、生物機能化学科、森林科学科、畜産科学科、生物環境工学科、農業経済学科）
- ・獣医学部（1課程：共同獣医学課程）
- ・水産学部（4学科：海洋生物科学科、海洋資源科学科、増殖生命科学科、資源機能化学科）
- ・現代日本学プログラム課程

##### [大学院課程]

- ・文学院（修士課程2専攻：人文学専攻、人間科学専攻、博士後期課程2専攻：人文学専攻、人間科学専攻）
- ・教育学院（修士課程1専攻：教育学専攻、博士後期課程1専攻：教育学専攻）
- ・法学研究科（修士課程1専攻：法学政治学専攻、博士後期課程1専攻：法学政治学専攻、専門職学位課程1専攻：法律実務専攻）
- ・経済学院（修士課程1専攻：現代経済経営専攻、博士後期課程1専攻：現代経済経営専攻、専門職学位課程1専攻：会計情報専攻）
- ・理学院（修士課程4専攻：数学専攻、物性物理学専攻、宇宙理学専攻、自然史科学専攻、博士後期課程4専攻：数学専攻、物性物理学専攻、宇宙理学専攻、自然史科学専攻）
- ・医学院（修士課程1専攻：医科学専攻、博士課程1専攻：医学専攻）
- ・歯学院（博士課程1専攻：口腔医学専攻）
- ・工学院（修士課程13専攻：応用物理学専攻、材料科学専攻、機械宇宙工学専攻、人間機械システムデザイン専攻、エネルギー環境システム専攻、量子理工学専攻、環境フィールド工学専攻、

北方圏環境政策工学専攻、建築都市空間デザイン専攻、空間性能システム専攻、環境創生工学専攻、環境循環システム専攻、共同資源工学専攻、博士後期課程 12 専攻：応用物理学専攻、材料科学専攻、機械宇宙工学専攻、人間機械システムデザイン専攻、エネルギー環境システム専攻、量子理工学専攻、環境フィールド工学専攻、北方圏環境政策工学専攻、建築都市空間デザイン専攻、空間性能システム専攻、環境創生工学専攻、環境循環システム専攻)

- ・農学院（修士課程 1 専攻：農学専攻、博士後期課程 1 専攻：農学専攻）
- ・獣医学院（博士課程 1 専攻：獣医学専攻）
- ・水産科学院（修士課程 2 専攻：海洋生物資源科学専攻、海洋応用生命科学専攻、博士後期課程 2 専攻：海洋生物資源科学専攻、海洋応用生命科学専攻）
- ・情報科学院（修士課程 1 専攻：情報科学専攻、博士後期課程 1 専攻：情報科学専攻）
- ・環境科学院（修士課程 4 専攻：環境起学専攻、地球圏科学専攻、生物圏科学専攻、環境物質科学専攻、博士後期課程 4 専攻：環境起学専攻、地球圏科学専攻、生物圏科学専攻、環境物質科学専攻）
- ・生命科学院（修士課程 2 専攻：生命科学専攻、ソフトマター専攻、博士後期課程 2 専攻：生命科学専攻、ソフトマター専攻、博士課程 1 専攻：臨床薬学専攻）
- ・国際広報メディア・観光学院（修士課程 1 専攻：国際広報メディア・観光学専攻、博士後期課程 1 専攻：国際広報メディア・観光学専攻）
- ・保健科学院（修士課程 1 専攻：保健科学専攻、博士後期課程 1 専攻：保健科学専攻）
- ・総合化学院（修士課程 1 専攻：総合化学専攻、博士後期課程 1 専攻：総合化学専攻）
- ・医理工学院（修士課程 1 専攻：医理工学専攻、博士後期課程 1 専攻：医理工学専攻）
- ・国際感染症学院（博士課程 1 専攻：感染症学専攻）
- ・国際食資源学院（修士課程 1 専攻：国際食資源学専攻、博士後期課程 1 専攻：国際食資源学専攻）
- ・公共政策学教育部（専門職学位課程 1 専攻：公共政策学専攻）

平成 29 年度に、理工学の発展を医学に応用するための新たな学問分野「医理工学」を確立し、研究成果の世界への発信、社会への還元、及び産業の発展への寄与により、健康長寿社会の実現に資するため、理工学と医学の横断的分野の融合教育を専攻全体で組織的に行う体制の下、量子力学から発展した放射線物理学、又は生体の分子挙動に関する理工学を医学に応用できる研究者、技術者を養成するために、医理工学院を設置している。

同年度に、感染症学に関する広い視野、柔軟な発想力及び総合的な判断力を養い、我が国のみならず世界の感染症学の発展並びに感染症の制圧に寄与できる実践的な能力と指導力を備えた人材を養成するために、国際感染症学院を設置している。

同年度に、地球規模で拡大する様々な食資源問題に対し、具体的な解決策を提示し実践できる、行動力・融合力・組織力・基礎的な問題解決力を備えた国際的リーダーとなる人材を養成するために、国際食資源学院を設置している。

同年度に、北海道大学の 4 つの基本理念（フロンティア精神、国際性の涵養、全人教育、実学の重視）及び医学院の理念（世界をリードする先進的医学研究の推進、高い倫理観と豊かな人間性を有する医学研究者・医療人の養成による人類の健康と福祉への貢献）の下、医学・生命科学・社会医学（公衆衛生学）に関する高い倫理観及び高度な専門的知識と研究及び教育・実践能力を備えた

人材、並びに健康及び安全に対する多様かつ広範な地域社会又は国際社会の要請に応えることのできる広くかつ高い見識を備えた人材の養成を目標として、医学研究科を廃止し、医学院を設置している。

同年度に、限られた鉱物資源を有効に活用して人類社会を将来にわたって持続・発展させていくため、科学・技術と社会・経済の双方にわたる高い知識と国際性を兼ね備えた、資源確保の未来を担うグローバル人材を養成するため、工学院に九州大学工学府と共同で共同資源工学専攻を設置している。

同年度に、経済学研究科、歯学研究科、獣医学研究科において、それぞれ、経済学院、歯学院、獣医学院へと名称変更している。

平成 30 年度に、物質科学と生命科学の新しい学際領域の成長分野であるソフトマター科学を開拓できる広い視野、化学合成、物性解析、生体のバランスよい基礎知識、及び材料・医学をはじめ様々な分野へ応用・展開するビジョンを持つ国際性を兼ね備えた人材を養成するために、生命科学院にソフトマター専攻を設置している。

令和元年度に、北海道大学が掲げる 4 つの基本理念（フロンティア精神、国際性の涵養、全人教育、実学の重視）の下、高度な研究、社会で指導的に活躍するための基礎となる論理的な思考力、総合的な判断力を持ち、専門領域を個別のかつ総合的に理解し、関連する問題を解決することができる能力を備えた人材を養成するため、文学研究科を廃止し、文学院を設置している。

同年度に、高度情報社会の発展に貢献し、グローバルな知識基盤社会の進展を図ることを教育研究の理念とし、情報科学の学理の承継及び創造を通じて、幅広く深い学識を有し、国際性を備えた技術者を育成するとともに、自立して研究開発を行うことができる創造力の豊かな研究者を養成するため、また、情報科学を中核としながら、多彩な分野の融合から新しい研究領域を創出し、世界へ羽ばたく人材を養成するため、情報科学研究科を廃止し、情報科学院を設置している。

同年度に、農林業を専門とする高度専門技術者・研究者「知のプロフェッショナル」の資質を持った人材として、人類の生存基盤に関する現状と課題、解決の方向について幅広い視点から議論できる人材、先端専門科学の知識・技能をもち、独創的研究や高度専門的職業を遂行できる人材を養成するため、農学院の 4 つの専攻を廃止し、農学専攻を設置している。

同年度に、デジタル化やサイバー化が進展する情報環境に対応した、新たな広報実践とメディア活用を開発・推進できる人材、グローバル化と多層化が進む言語・文化環境において、新たなコミュニケーションの形をデザインし、越境的な交流や協働に貢献できる人材、デスティネーション分析とメディア対応に関わる知識やスキルを、国際的視点に立って地域経営の現場で応用できる人材、観光によるまちづくりを推進するために、自治体、企業、地域住民などの諸アクターの協働を図ることのできる人材を養成するため、国際広報メディア・観光学院の 2 つの専攻を廃止し、国際広報メディア・観光学専攻を設置している。

同年度に、地球規模で拡大する様々な食資源問題に対し、課題の解決策を多面的に提示できる総合力のあるスペシャリストとして、行動力・問題発見力・課題解決力・企画提案力・牽引力を身に付けた真の国際的リーダーとなる人材を養成するため、国際食資源学院の国際食資源学専攻に博士後期課程を設置している。

**基準 1 - 2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること**

【評価結果】 基準 1 - 2 を満たしている。

**【評価結果の根拠・理由】**

教員数は、認証評価共通基礎データ様式 1 のとおり、大学設置基準等各設置基準に定められた必要教員数以上が配置されている。なお、歯学部歯学科については、自己評価書提出時点では、当該学科の設置基準教員数を 5 人下回っていたが、令和 3 年 10 月までには設置基準教員数を満たしている。

教員の年齢及び性別の構成は、別紙様式 1 - 2 - 2 のとおり、著しく偏っていない。なお、一部の学部・研究科等において女性教員の比率が低い状態にある。

**基準 1 - 3 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること**

【評価結果】 基準 1 - 3 を満たしている。

**【評価結果の根拠・理由】**

教員は、別紙様式 1 - 3 - 1 のとおり、45 の教員組織のいずれかに所属し、専門性に応じて学士課程、大学院課程の教育に従事している。

教育研究に係る責任者として、学士課程の各学部には学部長、現代日本プログラム課程に現代日本プログラム課程長を置いている。大学院課程の各学院に学院長、法学研究科に法学研究科長、公共政策学教育部に公共政策学教育部長を置いている。

文学部に教育活動に係る事項を審議する組織として、大学院文学研究院・大学院文学院・文学部組織運営内規に基づき、教授会が設置され、文学部を兼務する教授、准教授及び講師（特任教員のうち、特任教授、特任准教授及び特任講師の職にある者を含む。）、他の教育研究組織の専任教員の教授、准教授及び講師のうち学部長が指名する者から構成され、学校教育法第 93 条に規定される事項等を審議している。

教育学部に教育活動に係る事項を審議する組織として、教育学部内規に基づき、教授会が設置され、教育学部に兼務する教員（特任教員を含む。）から構成され、学校教育法第 93 条に規定される事項等を審議している。

法学部に教育活動に係る事項を審議する組織として、大学院法学研究科・法学部内規に基づき、教授会が設置され、法学研究科専任の教授及び准教授並びに再雇用による特任教授及び特任准教授から構成され、学校教育法第 93 条に規定される事項等を審議している。

経済学部に教育活動に係る事項を審議する組織として、大学院経済学研究院・大学院経済学院・経済学部組織運営内規に基づき教授会が設置され、経済学研究院の専任の教授、准教授及び講師、公共政策学連携研究部の専任教員の中から学部教授会で指定する者、他の教育研究組織の専任教員（公共政策学連携研究部を除く。）の中から学部教授会で指定する者から構成され、学校教育法第 93 条に規定される事項等を審議している。

理学部に教育活動に係る事項を審議する組織として、理学部組織運営内規に基づき教授会が設置

され、理学部を兼務する理学研究院及び他部局等所属の専任の教授、准教授、講師及び助教から構成され、学校教育法第93条に規定される事項等を審議している。学科長会議は、理学部組織運営内規に基づき設置され、学部長、理学部評議員、学科長及び学科委員、学部教務委員会委員長、学部長が特に必要と認めた者から構成され、教授会から付託された事項を審議し、学科長会議が行った議決は教授会の議決としている。なお、学科長会議に付託された審議事項が、自己評価書提出時点では明確ではなかったが、令和3年11月に理学部組織運営内規を改正し、定められている。

医学部に教育活動に係る事項を審議する組織として、大学院医学研究院・大学院医学院・医学部組織運営内規に基づき教授会が設置され、医学部を担当する大学院医学研究院、病院及び大学院保健科学研究院の専任の教授（特任教員のうち、特任教授の職にある者を含む。）、病院長から構成され、学校教育法第93条に規定される事項等を審議している。医学科会議は、大学院医学研究院・大学院医学院・医学部組織運営内規に基づき設置され、医学部医学科を担当する大学院医学研究院及び病院の専任の教授（特任教員のうち、特任教授の職にある者を含む。）、病院長、医学研究科を出身部局とし、かつ、教授の職務の一部を付加された副学長を兼務する理事から構成され、教授会から付託された事項を審議し、医学科会議が行った議決は教授会の議決としている。なお、医学科会議に付託された審議事項が、自己評価書提出時点では明確ではなかったが、令和3年11月に医学部教授会内規及び医学部医学科会議内規を改正し、定められている。保健学科会議は、大学院医学研究院・大学院医学院・医学部組織運営内規に基づき設置され、医学部保健学科の学科目を兼務する保健科学研究院の専任の教授（特任教員のうち、特任教授の職にある者を含む。）から構成され、教授会から付託された事項を審議し、保健学科会議が行った議決は教授会の議決としている。なお、保健学科会議に付託された審議事項が、自己評価書提出時点では明確ではなかったが、令和3年11月に医学部教授会内規及び医学部保健学科会議内規を改正し、定められている。

歯学部には教育活動に係る事項を審議する組織として、歯学部組織運営内規に基づき教授会が設置され、歯学部を兼務する教授（特任教員のうち、特任教授の職にある者を含む。）及び病院の歯科担当の教授（特任教員のうち、特任教授の職にある者を含む。）から構成され、学校教育法第93条に規定される事項等を審議している。

薬学部には教育活動に係る事項を審議する組織として、薬学部組織運営内規に基づき教授会が設置され、学科目を担当する専任の教授（特任教員のうち、特任教授の職にある者を含む。）、准教授（特任教員のうち、特任准教授の職にある者を含む。）及び講師（特任教員のうち、特任講師の職にある者を含む。）から構成され、学校教育法第93条に規定される事項等を審議している。

工学部に教育活動に係る事項を審議する組織として、工学部組織運営内規に基づき教授会が設置され、工学研究院の専任の教授、准教授及び講師並びに再雇用による特任教授、特任准教授及び特任講師、情報科学研究院の専任の教授、准教授及び講師並びに再雇用による特任教授、特任准教授及び特任講師、公共政策学連携研究部の専任の教授及び准教授のうち学部教授会で指名する者から構成され、学校教育法第93条に規定される事項等を審議している。代議員会は、工学部組織運営内規に基づき設置され、学部長、副学部長、評議員、広報室長、教育・キャリア企画室長、国際交流室長、全学教務委員会委員、学科長及びコース長から構成され、教授会から付託された事項を審議している。

農学部には教育活動に係る事項を審議する組織として、大学院農学研究院・大学院農学院・農学部組織運営内規に基づき教授会が設置され、農学部を兼務する教授、准教授及び講師（特任教員のうち、特任教授、特任准教授及び特任講師の職にある者を含む。）、農学部を兼担する教授、准教授

及び講師（特任教員のうち、特任教授、特任准教授及び特任講師の職にある者を含む。）から構成され、学校教育法第93条に規定される事項等を審議している。学科長会議は、大学院農学研究院・大学院農学院・農学部組織運営内規に基づき設置され、学部長、副学部長、学科長から構成され、教授会から付託された一部の事項を審議し、学科長会議が行った議決は教授会の議決としている。

獣医学部に教育活動に係る事項を審議する組織として、大学院獣医学研究院・大学院獣医学院・獣医学部組織運営内規に基づき教授会が設置され、獣医学部を兼務する教授、准教授及び講師（特任教員のうち、特任教授、特任准教授又は特任講師の職にある者を含む。）から構成され、学校教育法第93条に規定される事項等を審議している。

水産学部に教育活動に係る事項を審議する組織として、大学院水産科学研究院・大学院水産科学院・水産学部組織運営内規に基づき教授会が設置され、水産学部専任の教授、准教授、講師及び助教、水産学部の再雇用の特任教員、水産学部を併任する水産科学研究院専任の教授、准教授、講師及び助教、水産学部を併任する水産科学研究院の再雇用の特任教員から構成され、学校教育法第93条に規定される事項等を審議している。

現代日本プログラム課程に教育活動に係る事項を審議する組織として、現代日本学プログラム課程規程に基づき運営委員会が設置され、課程長、副課程長、アドミッションセンター副センター長、高等教育推進機構全学教育部長、高等教育推進機構総合教育部長、外国語教育センター長、文学部長・教育学部長・法学部長及び経済学部長の推薦する当該学部の教授・准教授又は講師各1人、専門委員会の委員長、学務部長、その他課程長が必要と認めた者から構成され、学校教育法第93条に規定される事項等を審議している。

文学院に教育活動に係る事項を審議する組織として、大学院文学研究院・大学院文学院・文学部組織運営内規に基づき、教授会が設置され、文学院の専任の教授、准教授及び講師（特任教員のうち、特任教授、特任准教授及び特任講師の職にある者を含む。）、他の教育研究組織の専任の教授、准教授及び講師のうち学院長が指名する者から構成され、学校教育法第93条に規定される事項等を審議している。

教育学院に教育活動に係る事項を審議する組織として、大学院教育学院内規に基づき、教授会が設置され、教育学院を担当する教員から構成され、学校教育法第93条に規定される事項等を審議している。

法学研究科に教育活動に係る事項を審議する組織として、大学院法学研究科・法学部内規に基づき、教授会が設置され、法学研究科専任の教授及び准教授並びに再雇用による特任教授及び特任准教授から構成され、学校教育法第93条に規定される事項等を審議している。

経済学院に教育活動に係る事項を審議する組織として、大学院経済学研究院・大学院経済学院・経済学部組織運営内規に基づき、教授会が設置され、経済学研究院の専任の教授、准教授及び講師、公共政策学連携研究部の専任教員の中から学院教授会で指定する者、他の教育研究組織（公共政策学連携研究部を除く。）の専任教員の中から学院教授会で指定する者から構成され、学校教育法第93条に規定される事項等を審議している。

理学院に教育活動に係る事項を審議する組織として、大学院理学研究院・大学院理学院組織運営内規に基づき、教授会が設置され、理学院専任の教授、准教授、講師及び助教から構成され、学校教育法第93条に規定される事項等を審議している。代議員会議は、大学院理学研究院・大学院理学院組織運営内規に基づき設置され、学院長、副学院長、学院教務委員会委員長及び学院代議員から構成され、教授会から付託された事項を審議し、代議員会議が行った議決は教授会の議決としてい

る。なお、代議員会議に付託された審議事項が、自己評価書提出時点では明確ではなかったが、令和3年11月に大学院理学研究院・大学院理学院組織運営内規を改正し、定められている。

医学院に教育活動に係る事項を審議する組織として、大学院医学研究院・大学院医学院・医学部組織運営内規に基づき、教授会が設置され、医学院専任の教授（特任教員のうち、特任教授の職にある者を含む。）、病院長（医学研究院の教室を兼務する者に限る。）、医学院専任の准教授（学位論文指導教員資格について認められた者に限る。）、医学研究科を出身部局とし、かつ、教授の職務の一部を付加された副学長を兼務する理事から構成され、学校教育法第93条に規定される事項等を審議している。

工学院に教育活動に係る事項を審議する組織として、大学院工学院組織運営内規に基づき、教授会が設置され、工学院の専任の教授、准教授及び講師並びに再雇用による特任教授、特任准教授及び特任講師、公共政策学連携研究部の専任の教授及び准教授のうちから学院教授会で指名する者から構成され、学校教育法第93条に規定される事項等を審議している。代議員会議は、大学院工学院組織運営内規に基づき設置され、学院長、副学院長、工学系教育研究センター長、広報室長、安全衛生管理室長、教育・キャリア支援室長、国際交流室長及び代議員から構成され、教授会から付託された事項を審議し、議決している。

農学院に教育活動に係る事項を審議する組織として、大学院農学研究院・大学院農学院・農学部組織運営内規に基づき、教授会が設置され、農学院専任の教授、准教授及び講師（特任教員のうち、特任教授、特任准教授及び特任講師の職にある者を含む。）から構成され、学校教育法第93条に規定される事項等を審議している。ユニット長会議は、大学院農学研究院・大学院農学院・農学部組織運営内規に基づき設置され、学院長、副学院長、ユニット長及び講座主任から構成され、教授会から付託された一部の事項を審議し、ユニット長会議が行った議決は教授会の議決としている。

獣医学院に教育活動に係る事項を審議する組織として、大学院獣医学研究院・大学院獣医学院・獣医学部組織運営内規に基づき、教授会が設置され、獣医学院の専任の教授、准教授及び講師（特任教員のうち、特任教授、特任准教授又は特任講師の職にある者を含む。）から構成され、学校教育法第93条に規定される事項等を審議している。

水産科学院に教育活動に係る事項を審議する組織として、大学院水産科学研究院・大学院水産科学院・水産学部組織運営内規に基づき、教授会が設置され、水産科学院を担当する水産科学研究院専任の教授、准教授、講師及び助教、水産科学院を担当する水産科学研究院の再雇用の特任教員から構成され、学校教育法第93条に規定される事項等を審議している。

情報科学院に教育活動に係る事項を審議する組織として、大学院情報科学院組織運営内規に基づき、教授会が設置され、情報科学院の専任の教授、准教授及び講師並びに再雇用による特任教授、特任准教授及び特任講師から構成され、学校教育法第93条に規定される事項等を審議している。コース長会議は、大学院情報科学院組織運営内規に基づき設置され、学院長、副学院長、コース長及び副コース長から構成され、教授会から付託された事項を審議している。

環境科学院に教育活動に係る事項を審議する組織として、大学院環境科学院内規に基づき、教授会が設置され、環境科学院を担当する教授、准教授、講師及び助教（講義、演習及び実習を担当する者又は主任として学生に対する研究指導を担当する者に限る。）、環境科学院を担当する連携分野の教授、准教授、講師及び助教から構成され、学校教育法第93条に規定される事項等を審議している。専攻長会議は、大学院環境科学院内規に基づき設置され、教授会から付託された一部の事項を審議し、専攻長会議が行った議決は教授会の議決としている。代議員会議は、大学院環境科学院

内規に基づき設置され、学院長、副学院長、学院長補佐、専攻長、各コースから1人から構成され、教授会から付託された一部の事項を審議し、代議員会議が行った議決は教授会の議決としている。

生命科学学院に教育活動に係る事項を審議する組織として、大学院生命科学学院組織運営内規に基づき、教授会が設置され、生命科学学院専任の教授、准教授及び講師から構成され、学校教育法第93条に規定される事項等を審議している。代議員会議は、大学院生命科学学院組織運営内規に基づき設置され、学院長、副学院長及び代議員から構成され、教授会から付託された事項を審議し、代議員会議が行った議決は教授会の議決としている。なお、代議員会議に付託された審議事項が、自己評価書提出時点では明確ではなかったが、令和3年11月に大学院生命科学学院組織運営内規を改正し、定められている。

国際広報メディア・観光学院に教育活動に係る事項を審議する組織として、大学院国際広報メディア・観光学院組織運営内規に基づき、教授会が設置され、教授（特任教授を含む。）、准教授（特任准教授を含む。）、講師、教員の任期に関する規程により再任可とされているメディア・コミュニケーション研究院の助教から構成され、学校教育法第93条に規定される事項等を審議している。

保健科学院に教育活動に係る事項を審議する組織として、大学院保健科学研究所・大学院保健科学院組織運営内規に基づき、教授会が設置され、保健科学院の専任の教授及び准教授（特任教員のうち、特任教授及び特任准教授の職にある者を含む。）から構成され、学校教育法第93条に規定される事項等を審議している。

総合化学院に教育活動に係る事項を審議する組織として、大学院総合化学院組織運営内規に基づき、教授会が設置され、総合化学院の専任の教授、准教授及び講師並びに再雇用による特任教授、特任准教授及び特任講師から構成され、学校教育法第93条に規定される事項等を審議している。代議員会議は、大学院総合化学院組織運営内規に基づき設置され、学院長、副学院長及び代議員から構成され、教授会から付託された事項を審議し、代議員会議が行った議決は教授会の議決としている。なお、代議員会議に付託された審議事項が、自己評価書提出時点では明確ではなかったが、令和3年11月に大学院総合化学院組織運営内規を改正し、定められている。

医理工学院に教育活動に係る事項を審議する組織として、医理工学院組織運営内規に基づき、教授会が設置され、医理工学院の専任の教授及び准教授（特任教員のうち、特任教授又は特任准教授の職にある者を含む。）から構成され、学校教育法第93条に規定される事項等を審議している。

国際感染症学院に教育活動に係る事項を審議する組織として、大学院国際感染症学院組織運営内規に基づき、教授会が設置され、国際感染症学院の専任の教授、准教授及び講師（特任教員のうち、特任教授、特任准教授又は特任講師の職にある者を含む）から構成され、学校教育法第93条に規定される事項等を審議している。

国際食資源学院に教育活動に係る事項を審議する組織として、大学院国際食資源学院組織運営内規に基づき、教授会が設置され、国際食資源学院の専任の教授、准教授、講師及び助教（特任教員のうち、特任教授、特任准教授、特任講師又は特任助教の職にある者を含む。）から構成され、学校教育法第93条に規定される事項等を審議している。

公共政策学教育部に教育活動に係る事項を審議する組織として、大学院公共政策学教育部組織運営内規に基づき、教授会が設置され、教育部を担当する連携研究部の教授、准教授及び講師、専門職大学院に関し必要な事項について定める件（平成15年文部科学省告示第53号）第2条第2項に規定する教員、教育を担当する特任教員（特任教授及び特任准教授）から構成され、学校教育法第93条に規定される事項等を審議している。

教授会等は、令和2年度には、別紙様式1-3-2のとおり開催されている。

教育研究評議会は、総長、理事、法学研究科長、各研究院長、各学院長、公共政策学教育部長、各附置研究所長、病院長、各研究センターの長、北方生物圏フィールド科学センター長、外国語教育センター長、その他教育研究上の重要な組織の長のうちから総長が指名する者、その他各学部長が推薦する候補者から総長が選考する当該学部の教授1人から構成され、教育研究に関する重要事項を全学的見地から審議している。

部局長等連絡会議は、総長、理事、法学研究科長、各研究院長、各附置研究所長、病院長、各研究センターの長、北方生物圏フィールド科学センター長、その他教育研究上の重要な教育研究組織の長のうちから総長が指名する者から構成され、全学的に重要な意思形成を行うにあたり、事前に意見を聴取し、全学的に重要な意思決定の執行の連絡調整を行う組織として設置されている。

教育改革室は、総長が指名する理事、総長が指名する総長補佐、専任の教授及び准教授のうちから若干名、事務局長、その他総長が必要と認めた者若干名から構成され、教育の質的改善の方針に関する事項、入学者の選抜に関する事項、学生サービスに関する事項等を全学的な見地から審議する組織として設置されている。

教務委員会は、副学長（総長が指名する者）、法学研究科長、各学院長、各学部長、公共政策学教育部長、各附置研究所長、附属図書館長、病院長、スラブ・ユーラシア研究センター長及び情報基盤センター長、北方生物圏フィールド科学センター長、外国語教育センター長及び数理・データサイエンス教育研究センター長、薬学部長の推薦する当該学部の教授1人、法学研究科長の推薦する当該研究科の教授1人、各学院長の推薦する当該学院の教授1人、公共政策学教育部長の推薦する当該教育部の教授1人、高等教育推進機構副機構長、その他総長が必要と認めた者から構成され、全学の教育に係る規程の制定及び改廃に関する事項、大学入学者選抜と学部教育との連携に関する事項、編入学、転部、転入学等に関する事項等を全学的な見地から審議する組織として設置されている。

令和2年度には、別紙様式1-3-3のとおり開催されている。

## 領域2 内部質保証に関する基準

### 基準2-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること

【評価結果】 基準2-1を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

機関別内部質保証体制は以下のように整備されている。

総長を最高責任者とし、評価担当理事を自己点検・評価に関する業務を統括し、自己点検・評価の結果に基づく改善に関して包括的に責任を持つ統括責任者としている。この体制における中核的な審議機関は評価室であり、その役割分担は評価規程及び内部質保証に関する申し合わせに明確に定めている。中核的な審議機関である評価室は、内部質保証体制を機能させるために情報を共有する必要がある総長が指名する理事、総長が指名する総長補佐、法学研究科・教育学研究院・メディア・コミュニケーション研究院・経済学研究院・公共政策学連携研究院及びスラブ・ユーラシア研究センターの教授の内から1人、水産科学研究院・地球環境科学研究院・理学研究院・農学研究院・先端生命科学研究院・工学研究院・獣医学研究院・情報科学研究院・低温科学研究所・電子科学研究所・触媒化学研究所・情報基盤センター及び人獣共通感染症リサーチセンターの教授のうちから2人、薬学研究院・保健科学研究院・医学研究院・歯学研究院・病院及び遺伝子病制御研究所の教授のうちから1人、事務局長、その他総長が必要と認めた者によって構成している。

それぞれの教育研究上の基本組織によって、すべての教育課程の質保証に責任をもつ体制を以下のように整備している。

文学部においては、文学部長を責任者としてその質保証を行っている。

教育学部においては、教育学部長を責任者としてその質保証を行っている。

法学部においては、法学部長を責任者としてその質保証を行っている。

経済学部においては、経済学部長を責任者としてその質保証を行っている。

理学部においては、理学部長を責任者としてその質保証を行っている。

医学部においては、医学部長を責任者としてその質保証を行っている。

歯学部においては、歯学部長を責任者としてその質保証を行っている。

薬学部においては、薬学部長を責任者としてその質保証を行っている。

工学部においては、工学部長を責任者としてその質保証を行っている。

農学部においては、農学部長を責任者としてその質保証を行っている。

獣医学部においては、獣医学部長を責任者としてその質保証を行っている。

水産学部においては、水産学部長を責任者としてその質保証を行っている。

現代日本学プログラム課程においては、現代日本学プログラム課程長を責任者としてその質保証を行っている。

学部1年次生は全員総合教育部において修学指導、学籍管理等を行っており各学部には所属していないが、1年次生の全学教育科目についても各学部が内部質保証の責任組織となっている。

文学院においては、文学院長を責任者としてその質保証を行っている。

教育学院においては、教育院長を責任者としてその質保証を行っている。

法学研究科においては、法学研究科長を責任者としてその質保証を行っている。

経済学院においては、経済学院長を責任者としてその質保証を行っている。  
 理学院においては、理学院長を責任者としてその質保証を行っている。  
 医学院においては、医学院長を責任者としてその質保証を行っている。  
 歯学院においては、歯学院長を責任者としてその質保証を行っている。  
 工学院においては、工学院長を責任者としてその質保証を行っている。  
 農学院においては、農学院長を責任者としてその質保証を行っている。  
 獣医学院においては、獣医学院長を責任者としてその質保証を行っている。  
 水産科学院においては、水産科学院長を責任者としてその質保証を行っている。  
 情報科学院においては、情報科学院長を責任者としてその質保証を行っている。  
 環境科学院においては、環境科学院長を責任者としてその質保証を行っている。  
 生命科学学院においては、生命科学学院長を責任者としてその質保証を行っている。  
 国際広報メディア・観光学院においては、国際広報メディア・観光学院長を責任者としてその質保証を行っている。

保健科学院においては、保健科学院長を責任者としてその質保証を行っている。  
 総合化学院においては、総合化学院長を責任者としてその質保証を行っている。  
 医理工学院においては、医理工学院長を責任者としてその質保証を行っている。  
 国際感染症学院においては、国際感染症学院長を責任者としてその質保証を行っている。  
 国際食資源学院においては、国際食資源学院長を責任者としてその質保証を行っている。  
 公共政策学教育部においては、公共政策学教育部長を責任者としてその質保証を行っている。  
 施設設備に関する内部質保証体制は、以下のように整備している。

施設及び設備全般については、施設担当理事を責任者として施設・環境計画室が、情報設備については、情報担当理事を責任者として情報環境推進本部が、附属図書館については、附属図書館長を責任者として図書館委員会が分担して質保証を行っている。その役割分担は、内部質保証に関する申し合わせによって定めている。

学生支援に関する内部質保証体制は、以下のように整備している。

学生支援に関する全般については、教育担当理事を責任者として教育改革室が質保証を行っている。その役割分担は、内部質保証に関する申し合わせ及び教育活動に係る内部質保証に関する要項によって定めている。

学生受入に関する内部質保証体制は、以下のように整備している。

入学者選抜の在り方、入学者選抜方法等の策定、実施、検証等の学生受入全般については、教育担当理事を責任者として教育改革室が質保証を行っている。その役割分担は、内部質保証に関する申し合わせ及び教育活動に係る内部質保証に関する要項によって定めている。

## 基準 2-2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること

【評価結果】 基準 2-2 を満たしている。

### 【評価結果の根拠・理由】

学位授与方針が大学等の目的に則して定められていること、教育課程方針が大学等の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められていること、学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準

になっていることを内部質保証体制において確認する手順は、教育活動に係る内部質保証に関する要項及び教育活動に係る内部質保証に関する要項の運用申し合わせに定めている。

同様に、すべての教育課程ごとに、基準6-3から基準6-8に照らした判断を行うことを教育活動に係る内部質保証に関する要項及び教育活動に係る内部質保証に関する要項の運用申し合わせに定めている。なお、自己評価書提出時点では各評価項目の判断基準が定められていなかったが、令和3年11月までに教育活動に係る内部質保証に関する要項の運用申し合わせを改正し、定めている。

また、施設設備については、内部質保証に関する申し合わせ及び自己点検・評価における施設及び設備に関する点検・評価項目等に定めている。なお、自己評価書提出時点では評価項目や判断基準等が定められていなかったが、令和3年11月までに自己点検・評価における施設及び設備に関する点検・評価項目等を制定し、定めている。

学生支援、学生受入については、教育活動に係る内部質保証に関する要項及び教育活動に係る内部質保証に関する要項の運用申し合わせに定めている。

関係者（学生、卒業（修了）生等）からの意見聴取については、教育活動に係る内部質保証に関する要項及び施設満足度調査等に関する申合せを定め、定期的実施することとしている。

機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順、承認された対応措置の計画を実施する手順及びその進捗を確認する手順は、すべての場合について、内部質保証に関する申し合わせ、教育活動に係る内部質保証に関する要項及び教育活動に係る内部質保証に関する要項の運用申し合わせに定めている。

### **基準2-3 【重点評価項目】 内部質保証が有効に機能していること**

**【評価結果】** 基準2-3を満たしている。

#### **【評価結果の根拠・理由】**

これまでの様々な評価結果に加えて、大学評価基準に則して自己点検・評価を行って課題点を抽出しており、自己点検・評価とそれに基づく改善及び向上の取組は別紙様式2-3-1のとおり実施され、その多くについて、対応済みあるいは対応中の状況にある。

なお、今回の認証評価を受ける中で、令和3年11月までに、内部質保証体制を明文化して規定している。

### **基準2-4 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること**

**【評価結果】** 基準2-4を満たしている。

#### **【評価結果の根拠・理由】**

内部質保証に関する申し合わせにおいて、学部又は研究科その他教育研究上の組織の新設、改廃等の重要な見直しに関する事項は、当該新設、改廃等に関する関係組織の協力を得て、役員会において審議すると定められている。

このことから、機関別内部質保証体制により、学部又は研究科その他教育研究上の組織の新設・改廃等の重要な見直しに関する検証を行う仕組みを有している。

**基準 2-5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること**

**【評価結果】** 基準 2-5 を満たしている。

**【評価結果の根拠・理由】**

教員の採用及び昇格等にあたって、教育上の指導能力をどのように評価しているかは明確ではないが、教員の人事等に関する特例規則、教員の人事等に関する特例規則に基づく審査規程、教員選考基準、教員選考についての指針等を定め、書類審査、面接、模擬授業等を実施し、別紙様式 2-5-1 のとおり教員を採用・昇任させている。

教員の業績評価システムについての基本方針及び年俸制教員の業績評価の実施に関する規程を策定し、別紙様式 2-5-2 のとおり、教員の教育活動、研究活動及びその他の活動に関する評価を継続的に実施している。

教員の業績評価システムについての基本方針、職員給与規程及び年俸制教員給与規程に基づき、勤勉手当、昇給及び業績基礎額に、別紙様式 2-5-3 のとおり評価結果を反映している。

授業の内容及び方法の改善を図るため、別紙様式 2-5-4 のとおり、オンライン授業についてのセミナー、発達障害のある学生の理解及び支援に関する研修会、アクティブラーニングの理解と実践に関する講演会等を組織的に実施している。

教育活動を展開するため、別紙様式 2-5-5 のとおり、教務関係や厚生補導等を担う職員を計 193 人、教育活動の支援や補助等を行う職員を計 574 人、図書館の業務に従事する職員を計 120 人配置している。また、TA 等教育補助者を学部・学院等に延べ 3,097 人配置している。

教育支援者、教育補助者の質の維持・向上のため、別紙様式 2-5-6 のとおり、教務事務実務研修、北海道大学技術研究会、北海道地区大学図書館職員フレッシュ・パーソン・セミナー、TF 研修会を実施し、必要な質の維持、向上を図る取組を組織的に実施している。

## 領域 3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

### 基準 3-1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること

【評価結果】 基準 3-1 を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

国立大学法人法等関係法令に基づき、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監査報告書及び会計監査報告書を作成し、文部科学大臣に提出され、その承認を受けている。

また、別紙様式 3-1-2 のとおり、教育研究活動に必要な予算を配分し、経費を執行している。

### 基準 3-2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること

【評価結果】 基準 3-2 を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

管理運営のために、役員会、教育研究評議会、経営協議会を設置している。

役員会は、総長及び理事により構成され、中期目標についての意見（国立大学法人法第 30 条第 3 項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見をいう。）及び年度計画に関する事項、国立大学法人法により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項、予算の作成及び執行並びに決算に関する事項、研究科、学部その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項等を審議している。

経営協議会は、総長、理事、病院長、役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するものにより構成され、経営に関する重要事項を審議している。

法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組については、別紙様式 3-2-2 のとおり、体制を整備している。

法令遵守事項については、情報公開、個人情報保護、公益通報者保護、ハラスメント防止、安全保障輸出管理、生命倫理、動物実験があり、それらについて規定し、責任・実施体制を整備している。情報公開及び公益通報者保護は総務課、個人情報保護は情報企画課、ハラスメント防止は厚生労務室、安全保障輸出管理は産学連携課、生命倫理は研究振興企画課及び安全衛生室、動物実験は安全衛生室が責任部署となっている。

危機管理については、防火・防災、情報セキュリティ、研究費等不正使用、研究活動に係る不正行為防止、学生危機対応があり、それらについて規定し、責任・実施体制を整備している。防火・防災及び学生危機対応は総務課、情報セキュリティは情報企画課、研究費等不正使用及び研究活動に係る不正行為防止は研究振興企画課及び産学連携課が責任部署となっている。

### 基準 3-3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること

【評価結果】 基準 3-3 を満たしている。

**【評価結果の根拠・理由】**

組織規則及び事務組織規程に基づき、事務組織を設置している。

別紙様式 3-3-1 のとおり、常勤 1,002 人、非常勤 557 人を配置している。

**基準 3-4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること**

**【評価結果】** 基準 3-4 を満たしている。

**【評価結果の根拠・理由】**

別紙様式 3-4-1 のとおり、教員及び事務職員等が教育改革室、アドミッションセンター企画運営会議、高等教育推進機構運営委員会等の構成員として協働して意思決定に参加している。

管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、別紙様式 3-4-2 のとおり、研究活動に関する不正防止研修 (5,048 人参加)、発達障害のある学生の理解と対応～コロナ禍における修学支援～ (120 人参加)、業務効率化講座 (82 人参加) 等を実施している。

**基準 3-5 財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること**

**【評価結果】** 基準 3-5 を満たしている。

**【評価結果の根拠・理由】**

国立大学法人法に基づき、監事 2 人 (常勤 1 人、非常勤 1 人) を置いている。監事は、監事監査規程に基づき、監査計画を作成の上、定期監査及び臨時監査を実施し、学長に報告を行っている。

会計監査人による監査については、文部科学大臣が選任した会計監査人により実施している。

内部監査については、他の部門から独立した監査室が、内部監査規程に基づき、運営諸活動の遂行状況を合法性及び合理性の観点から検討及び評価し、当該検討及び評価の結果に基づく情報の提供並びに改善及び合理化のための助言、提案等を通じて、健全な運営を確保することを目的とし、原則として実地監査により行っている。監査室長は、年度監査計画を策定し、総長の承認を得る。また、監査担当者は、年度監査計画に基づき、監査実施の都度、監査実施計画を策定し、監査室長の承認を得る。監査室長は、監査終了後は、監査報告書を作成し、総長に報告している。

管理運営主体、監事、会計監査人及び監査室は、経営者ディスカッションを開催し、監査内容、結果等について意見交換を行い、情報共有や相互連携を図っている。

**基準 3-6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること**

**【評価結果】** 基準 3-6 を満たしている。

**【評価結果の根拠・理由】**

法令等が公表を求める事項を、別紙様式 3-6-1 のとおり公表している。

## 領域 4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

### 基準 4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

【評価結果】 基準 4-1 を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

札幌キャンパス（札幌市北区）、函館キャンパス（函館市港町）の2キャンパスを有し、その校地面積は計1,087,111㎡、校舎等の施設面積は計620,515㎡であり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。

また、各キャンパス等での教育の実施状況については、別紙様式4-1-1のとおりである。

法令が定める附属施設については、別紙様式4-1-2のとおり、医学部・歯学部附属病院、農学部（北方生物圏フィールド科学センター）に農場、7つの演習林、飼育場及び牧場、獣医学部に家畜病院、水産学部に2つの練習船、水産学部（北方生物圏フィールド科学センター）に4つの養殖施設、薬学部薬用植物園及び薬学実務実習施設、工学部に実験・実習工場を設置している。

別紙様式4-1-3のとおり、施設・設備の耐震化について、耐震化率は札幌キャンパス99.6%、函館キャンパス94.5%であり、耐震化率100%に向け工事計画の見直し等により施設整備費補助金の予算要求を行っていく予定としている。バリアフリー化については、各建物に手すり、スロープ、エレベーター、多目的トイレを設置するなど、配慮している。安全防犯面については、外灯や防犯カメラを設置するなど、配慮している。

ICT環境については、学内LANによるネットワークを整備し、活用している。また、学内等の需要に基づき、高速計算機も保有している。

附属図書館については、18の図書館・室を札幌及び函館キャンパス内に設置しており、延面積33,772㎡、閲覧座席数は2,236席である。附属図書館本館は、原則として、8時から22時まで開館している。令和3年5月1日現在の蔵書数は、図書3,697,510冊、学術雑誌84,941種、電子ジャーナル21,582種である。

自主的学習環境については、別紙様式4-1-6のとおり、ディスプレイモニターやホワイトボードを備えた学習・サポート室、パソコンやプロジェクターを備えたラーニングcommons等の設備のほか、各学部・学院等にも自習室等が整備され、利用されている。

### 基準 4-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること

【評価結果】 基準 4-2 を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制として、学生相談総合センター、保健センター、キャリアセンター等を設置し、別紙様式4-2-1のとおり対応している。各種ハラスメントに関しては、ハラスメント防止規程等に基づき、ハラスメント相談室が相談窓口となり、各部

局等のハラスメント予防推進員と連携しハラスメント防止等に関する啓蒙活動や研修を行うほか、ハラスメント等に関する相談に対応している。

121 団体が課外活動を行っており、そのための施設として、別紙様式4-2-2のとおり、サークル会館、体育館、武道場等を整備し、運営資金の支援、備品貸与等を行っている。

留学生への生活支援等は、新規渡日外国人留学生サポーター制度、チューター制度等を整備するほか、留学生が所属する学部・学院等でそれぞれの取組を行うなど、別紙様式4-2-3のとおり体制を整備している。

障害のある学生への生活支援等は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第9条第1項の規定に基づき対応要領を定め、別紙様式4-2-4のとおり、学生相談総合センターアクセシビリティ支援室を設置し、障害学生修学支援マニュアルの作成、「合理的配慮と実施までの流れ」の動画作成等を行っている。

学生に対する経済面での援助は、別紙様式4-2-5のとおり、大学独自の奨学金制度の整備、入学料及び授業料の免除、寄宿舎の整備等を行っている。

## 領域5 学生の受入に関する基準

### 基準5-1 学生受入方針が明確に定められていること

【評価結果】 基準5-1を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

学生受入方針については、すべての学部・学院等において「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方が明示されている。なお、農学院、保健科学院において、自己評価書提出時点には学生受入方針が適切に公表されていなかったが、令和3年10月には公表している。

### 基準5-2 学生の受入が適切に実施されていること

【評価結果】 基準5-2を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

学生受入方針に沿った学生を確保するために、別紙様式5-2-1のとおり入試を行っている。

実施体制については、アドミッションセンター及び各学部の実施部会を設置しており、大学入学共通テスト並びに個別学力検査等、帰国子女入試、私費外国人留学生入試及び総合型選抜等を行っている。

各学院においては、入試委員会等を設置し、大学院入試を実施している。

教育改革室において、総合入試・総合教育にかかる検証WGを設置しており、具体的には、総合入試導入による入試動向等の変化に伴う課題及びその改善の方策の検討を行っている。

### 基準5-3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること

【評価結果】 基準5-3を満たしていない。

#### 【改善を要する点】

- 医学院修士課程、保健科学院博士後期課程において、実入学者数が入学定員を大幅に超えている。
- 法学研究科博士後期課程及び専門職学位課程、水産科学院博士後期課程、環境科学院博士後期課程において、実入学者数が入学定員を大幅に下回っている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

平成29年度から令和3年度の5年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりである。

[学士課程]

- ・文学部：1.03倍
- ・教育学部：1.07倍
- ・法学部：1.06倍

- ・ 経済学部 : 1.02 倍
  - ・ 理学部 : 1.03 倍
  - ・ 医学部 : 1.02 倍
  - ・ 歯学部 : 1.00 倍
  - ・ 薬学部 : 1.04 倍
  - ・ 工学部 : 1.02 倍
  - ・ 農学部 : 1.02 倍
  - ・ 獣医学部 : 1.06 倍
  - ・ 水産学部 : 1.01 倍
- [大学院課程]
- ・ 文学院  
修士課程 : 1.05 倍、博士後期課程 : 0.96 倍
  - ・ 教育学院  
修士課程 : 0.97 倍、博士後期課程 : 0.78 倍
  - ・ 法学研究科  
修士課程 : 1.11 倍、博士後期課程 : 0.44 倍、専門職学位課程 : 0.60 倍
  - ・ 経済学院  
修士課程 : 1.24 倍、博士後期課程 : 1.08 倍、専門職学位課程 : 0.96 倍
  - ・ 理学院  
修士課程 : 1.01 倍、博士後期課程 : 0.73 倍
  - ・ 医学院  
修士課程 : 1.30 倍、博士課程 : 1.09 倍
  - ・ 歯学院  
博士課程 : 0.91 倍
  - ・ 工学院  
修士課程 : 1.19 倍、博士後期課程 : 0.97 倍
  - ・ 農学院  
修士課程 : 1.27 倍、博士後期課程 : 1.10 倍
  - ・ 獣医学院  
博士課程 : 0.76 倍
  - ・ 水産科学院  
修士課程 : 1.14 倍、博士後期課程 : 0.58 倍
  - ・ 情報科学院  
修士課程 : 1.14 倍、博士後期課程 : 0.99 倍
  - ・ 環境科学院  
修士課程 : 1.00 倍、博士後期課程 : 0.67 倍
  - ・ 生命科学院  
修士課程 : 1.01 倍、博士後期課程 : 0.94 倍、博士課程 : 0.78 倍
  - ・ 国際広報メディア・観光学院  
修士課程 : 1.09 倍、博士後期課程 : 0.90 倍

- ・保健科学院  
修士課程：1.29 倍、博士後期課程：1.32 倍
- ・総合化学院  
修士課程：1.20 倍、博士後期課程：1.18 倍
- ・医理工学院  
修士課程：1.17 倍、博士後期課程：1.20 倍
- ・国際感染症学院  
博士課程：1.12 倍
- ・国際食資源学院  
修士課程：1.12 倍、博士後期課程：0.89 倍
- ・公共政策学教育部  
専門職学位課程：1.10 倍

医学院修士課程、保健科学院博士後期課程において、実入学者数が入学定員を大幅に超えている。  
また、法学研究科博士後期課程及び専門職学位課程、水産科学院博士後期課程、環境科学院博士後期課程において、実入学者数が入学定員を大幅に下回っている。

## 領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

### 基準 6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること

【評価結果】 基準 6-1 を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた国立大学法人等の第 3 期中期目標期間における教育研究の状況の評価（4 年目終了時）の学部・研究科等の教育に関する現況分析結果（以下「現況分析結果」という。）を含め、分析した結果、以下のとおりである。

すべての学部・学院等において、学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定している。なお、法学研究科、保健科学院において、自己評価書提出時点では、学位授与方針が十分に明文化されていなかったが、令和 3 年 11 月までに改正している。

### 基準 6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

【評価結果】 基準 6-2 を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を含め、分析した結果、以下のとおりである。

すべての学部・学院等において、教育課程方針に学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示し、教育課程方針が学位授与方針と整合性を有している。一部の学部・学院等においては、教育課程方針に、②教育課程における教育・学習方法に関する方針が必ずしも明確に記述されていない。なお、自己評価書提出時点では、現代日本学プログラム課程の公表された教育課程方針について②教育課程における教育・学習方法に関する方針及び③学習成果の評価の方針が明示されておらず、また、現代日本学プログラム課程を除くすべての学部・学院等の公表された教育課程方針について③学習成果の評価の方針が十分に明文化されていなかったが、令和 3 年 11 月までに改正している。

### 基準 6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること

【評価結果】 基準 6-3 を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を含め、分析した結果、以下のとおりである。

すべての学部・学院等において、教育課程の編成が、体系性を有しており、授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっている。

他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定においては、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めている。

大学院課程のすべての学院等において、学位論文の作成等に係る指導に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備している。なお、文学部、教育学院、歯学部、獣医学部、水産学部、国際広報メディア・観光学部において、自己評価書提出時点では、指導教員を明確に定められていないなど研究指導の体制が整備されていなかったが、令和3年11月までに研究指導体制に係る基本方針を改正するとともに、該当する学院等において規則等で明文化している。

大学院課程のすべての学院等において、学位論文の作成等に係る指導に関し、計画を策定した上で指導することとしている。なお、文学部、教育学院、法学研究科、経済学部、理学部、医学部、歯学部、工学部、農学部、獣医学部、水産学部、情報学部、環境学部、生命学部、国際広報メディア・観光学部、保健学部、総合化学部、医理工学部、国際感染症学部、国際食資源学部において、自己評価書提出時点では、研究指導計画の作成及び学生への明示について明文化されていなかったが、令和3年11月までに研究指導体制に係る基本方針を改正するとともに、令和4年1月までに該当する学院等において規則等で明文化している。

#### **基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること**

【評価結果】 基準6-4を満たしている。

#### **【評価結果の根拠・理由】**

自己評価に代えた現況分析結果を含め、分析した結果、以下のとおりである。

大学として、1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっており、すべての学部・学院等において、各科目の授業期間が原則として15週にわたるものとなっている。

すべての学部・学院等の授業科目において、適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対してシラバスによって明示されている。なお、文学部、文学部、教育学院、教育学部、法学部、法学研究科、経済学部、経済学部、理学部、医学部、医学部、歯学部、歯学部、薬学部、工学部、工学部、農学部、獣医学部、獣医学部、水産学部、環境学部、生命学部、国際広報メディア・観光学部、保健学部、総合化学部、医理工学部、国際感染症学部において、自己評価書提出時点では、一部の授業科目について授業の方法及び内容がシラバスに十分に記載されていなかったが、令和3年11月までにシラバス作成にあたっての留意事項を改定し、この留意事項に則ったシラバスの作成について各学部・学院等に指示している。

すべての学部・学院等において、教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当している。なお、現代日本学プログラム課程における状況は別紙様式6-4-4のとおりである。

法科大学院、会計専門職大学院、公共政策専門職大学院を設置しており、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を適切に設けている。

大学設置基準第39条の2で定める薬学に関する必要な施設の確保と薬学実務実習の実施については、薬学部が病院実習及び薬局実習を実施している。

## 基準6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること

【評価結果】 基準6-5を満たしている。

### 【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を含め、分析した結果、以下のとおりである。

すべての学部・学院等において、次のとおり履修指導、支援を行っている。

学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言を行っている。

学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援を行っている。

社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施している。

障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えている。

なお、現代日本学プログラム課程における状況は、別紙様式6-5-1、6-5-2、6-5-3、6-5-4のとおりである。

## 基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

【評価結果】 基準6-6を満たしている。

### 【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を含め、分析した結果、以下のとおりである。

成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、大学として策定している。

すべての学部・学院等において、成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認している。なお、教育学院において、自己評価書提出時点では、授業科目ごとの成績評価の分布を組織的に確認していなかったが、令和3年11月までに確認している。

すべての学部・学院等において、成績に対する異議申立て制度を組織的に設けている。なお、経済学部、法学研究科、経済学院、公共政策学教育部、現代日本学プログラム課程において、自己評価書提出時点では、適切な異議申立て制度が組織的に設けられていなかったが、令和3年11月までに関係規則等の改正を行い、設けている。

## 基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること

【評価結果】 基準6-7を満たしている。

### 【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を含め、分析した結果、以下のとおりである。

すべての学部・学院等において、大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業（修了）要件を

組織的に策定し、学生に周知している。なお、農学部において、自己評価書提出時点では、卒業に必要な総単位数が明示されておらず、卒業の要件が明確に定められていなかったが、令和3年11月までに農学部規程を改正し、定めている。

大学院教育課程の各学院等においては、学位論文審査基準を組織として策定し、学生に周知している。なお、総合化学院において、自己評価書提出時点では、学位論文の審査体制、審査員の選考方法が明確に定められていなかったが、令和3年11月までに修士学位論文の審査委員の構成に関する申合せ等を策定し、定めている。

すべての学部・学院等における卒業（修了）の認定を、策定した要件に則して組織的に実施している。

#### **基準6－8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること**

**【評価結果】** 基準6－8を満たしている。

#### **【評価結果の根拠・理由】**

自己評価に代えた現況分析結果を含め、分析した結果、以下のとおりである。

過去5年における標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率は、別紙様式6－8－1のとおり、就職及び進学の様子は、別紙様式6－8－2のとおりであり、すべての学部・学院等について、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にある。